答申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、「管理票(県一連番号〇〇一〇〇)」 (以下「本件対象保有個人情報」という。)の訂正請求について、令和3年2月24日付けで行った、訂正をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

(1) 処分の経緯

- ア 審査請求人の代理人(以下「代理人」という。)は、埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。)第15条第2項の規定に基づき、令和2年9月4日付けで、開示請求者本人(以下「子」という。)の法定代理人として、実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- イ 実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和2年10月27日付けで、 本件対象保有個人情報の部分開示決定を行い、代理人に通知した。
- ウ 代理人は、条例第29条第2項の規定に基づき、令和2年12月2日付けで、子 の法定代理人として、実施機関に対し、本件対象保有個人情報のうち、「実父親の娘 が自殺を悩むような日頃の叱咤から、心理的虐待として児童虐待事案として」(以下、「訂正請求部分」という。)の削除を求める訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)を行った。
- エ 実施機関は、条例第32条第2項の規定に基づき、令和3年2月24日付けで、 本件対象保有個人情報について訂正をしない旨の決定(以下「本件処分」という。) を行い、代理人に通知した。

(2)審査請求の経緯

代理人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、実施機関の上級 行政庁である埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、令和3年5月17 日付けで、子の法定代理人として、本件処分の取消しを求める旨の審査請求(以下「本 件審査請求」という。)を行った。

(3)審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和3年12月22日付けで、諮問庁から 条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

- イ 当審査会は、本件審査請求について、令和4年3月14日に諮問庁の職員からの 意見聴取を行った。
- ウ 当審査会は、本件審査請求について、令和4年6月22日に代理人から意見書の 提出を受けた。

3 代理人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 対象部分

代理人は、管理票に記載されている訂正請求部分について削除するように求める。 当該部分は、認知した内容を記載した前段の「実父親の娘が自殺を悩むような日頃 の叱咤」(以下「訂正請求部分1」という。)と、それに基づく判断を記載した後段「心 理的虐待として児童虐待事案として」(以下「訂正請求部分2」という。)に分けられ ることから、それぞれについての意見を述べる。

(2) 訂正請求部分1について

条例第31条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定されており、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、調査等の結果、訂正請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいい、適切な調査等を行ったにもかかわらず事実が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないことになるとされている。

そこで、訂正請求部分1について、事案対応及び管理票を作成した警察官に確認し

たところ、警察官が当時認知した要旨で間違いがないことを確認した。

次に、代理人は、自殺企図がなかったとも意見する。

しかし、当該児童を保護した警察官は、当該児童自身から保護時に「死にたくなった。」旨の発言を聞いており、また、○○駅において同様の発言をしていた旨を駅員から聞いている。さらには、当該児童がその意思を持って○○駅に移動しホーム上に一時間に渡り徘徊した行動そのものが自殺を企図する行動である。

よって、代理人の意見は認められない。

以上のとおり、訂正請求部分1の記載を削除するという代理人の意見を認めるに足りる理由がないため、訂正に理由があるとは認められない。

(3) 訂正請求部分2について

条例第29条第1項では「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。)を請求することができる。」と規定されており、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないとされている。

代理人が削除を求める訂正請求部分2は、訂正請求部分1を原因として、警察官が 児童虐待事案と判断をしたという内容を記載したものである。

よって、条例第29条でいう「事実」ではないことから、そもそも訂正請求の対象となり得ないため、請求が及ばない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、〇〇警察署が子を保護した際に作成した管理票に記載された情報であり、子及び子の関係者から聴取した内容を基に、保護に至る経緯及びその後の経過が記載されている。

(2) 本件審査請求について

本件開示請求は、条例第15条第2項の規定に基づき、子の父親である代理人が法定代理人として開示請求をしたものであり、本件訂正請求は、条例第29条第2項の規定に基づき、代理人が法定代理人として訂正請求をしたものである。本件審査請求

は、本件処分の取消しを求め行ったものであるが、当審査会において、審査請求書のうち、審査請求者名を確認したところ、代理人の氏名のみが記載されていた。

この点について、当審査会において代理人に対し、代理人本人として審査請求を行っているのか、または、子の法定代理人として審査請求を行っているのかについて意見を求めたところ、子の法定代理人として審査請求を行っている旨の回答を得たことから、当審査会では、子の法定代理人として審査請求を行ったものとして、以下検討することとする。

(3) 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求については、条例第29条第1項において、同項各号のいずれかに該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、実施機関の「評価・判断」には及ばないと解される。

実施機関は、訂正請求部分1は、事案対応及び本件対象保有個人情報を作成した担当職員から聴取したところ、取得した事実のとおりに作成されていることを確認し、訂正請求部分2は、事実に基づく判断であることから、条例第29条にいう「事実」ではなく、請求が及ばないとして本件処分を行った。実施機関は本件処分の理由として、訂正請求の対象である「事実」に該当する部分と訂正請求の対象ではない「評価・判断」に該当する部分を分けて主張している。当審査会において、この点を検討したところ、訂正請求部分1は、聴取した内容を基に記載したものであることから、訂正請求の対象である「事実」に該当する。また、訂正請求部分2は、子を保護した際に、〇〇警察署が「心理的虐待」及び「児童虐待事案」と判断したという情報であることから、これも訂正請求の対象である「事実」に含まれる。

したがって、訂正請求部分1及び訂正請求部分2は、条例第29条第1項の規定に 基づく訂正請求の対象である「事実」に該当する。

(4) 訂正の要否について

条例第31条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされており、調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときは、「訂正請求に理

由があると認めるとき」に該当すると解される。

当審査会において、諮問庁からの意見聴取で、実施機関が実施した調査について説明を受けた。その説明によると、当該調査は、児童の保護に関する業務を担当する生活安全総務課及び児童虐待事案に関する業務を担当する少年課が、管理票に記載された事案に関わる全ての職員に聴取して行ったとのことである。調査を行った結果、〇〇警察署の警察官が訂正請求部分1及び訂正請求部分2のとおり判断したという事実が記載されていることが認められたとのことであった。

上記の調査を通じて得られた調査結果について、本件対象保有個人情報の記載内容や代理人の主張を踏まえたとしても、特段不自然、不合理な点は認められなかったことから、訂正請求部分1及び訂正請求部分2はいずれも事実と認められ、条例第31条の「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと判断する。

(5) その他

代理人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大沢 光、田中 智美、寺 洋平

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 3 年12月22日	諮問(諮問第172号)を受け、弁明書及び反論書の写し
	を受理
令和 4 年 1 月24日	審議
令和 4 年 3 月14日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和 4 年 4 月18日	審議
令和 4 年 5 月30日	審議

令和 4 年 6 月20日	審議
令和 4 年 6 月22日	代理人から意見書を受理
令和 4 年 7 月25日	審議
令和 4 年 8 月25日	答申